

# 作 業 基 準

熊 南 総 合 事 務 組 合

## 目 次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 作業体制
- 第 3 章 危険物等の取扱い
- 第 4 章 乗下船作業
- 第 5 章 旅客の遵守事項等の周知
- 附 則

### 第 1 章 目 的

(目的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、馬島～麻里府・佐合島～佐賀航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

### 第 2 章 作業体制

(作業体制)

第 2 条 船長は、船内作業員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

### 第 3 章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第 3 条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前 2 項の危険物に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

## 第4章 乗下船作業

### (乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸10分前とする。

2 離岸10分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、旅客の乗船を開始する。

3 船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船長に乗船旅客数を報告する。

### (離岸作業)

第5条 船内作業員は、旅客の乗船が終了したときは舷門を閉鎖し、その旨を船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

### (着岸作業)

第6条 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

### (係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、歩み板等の乗降用設備の保安に十分留意する。

### (下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業員に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2 船内作業員は、前項の指示を受けたときは、旅客を誘導して下船させ、下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を船長に報告する。

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

### (乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。

- (1) 旅客は、乗下船時及び船内においては、船長その他の乗組員の誘導及び指示に従うこと。
- (2) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

### (乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) その他旅客の遵守すべき事項。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

附 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。